

柏崎市福祉職員就職支援事業補助金交付要綱（案）

令和 6（2024）年 4 月 1 日 制定

令和 7（2025）年 4 月 1 日 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内の福祉施設を運営する法人等に勤務する福祉職員の就職を支援することにより、福祉施設における福祉職員不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、福祉職員就職支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救護施設 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設をいう。
- (2) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条（第 24 項及び第 25 項を除く。）に規定する障害福祉サービス又は相談支援を行う施設及び同法第 77 条に規定する地域生活支援事業を行う施設並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援を行う施設及び同法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
- (3) 福祉施設 救護施設及び障害福祉施設をいう。
- (4) 福祉職員 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 4 条又は第 39 条に規定する者

イ 介護職員初任者研修を修了した者

ウ 介護職員実務者研修を修了した者

エ 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 1 3 1 号）第 4 条に規定する者

オ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 8 条の 6 に規定する者

カ 保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 5 条又は第 6 条に規定する者

(5) 基準日 当該年度の 4 月 1 日をいう。

(6) 転入者 新たに柏崎市内に住所を定めた者をいう。ただし、出生による場合を除く。

(7) 転入日 転入者が、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条に規定する届出を行い、本市の住民票に記載されている住民となった年月日をいう。

（補助対象者の要件）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 福祉職員又は就職時に福祉職員となる予定である者

(2) 基準日以後に市内の福祉施設へ新たに就職する者（市内の福祉施設に勤務していた者については、6 月以上離職後に市内の福祉施設へ新たに就職する者に限る。）又は市外の福祉施設から市内の福祉施設へ転職する者

(3) 1 週間の勤務時間が 1 年を平均して 3 5 時間を超える、又は 1 月 1 4 0 時間を超える勤務条件で市内の福祉施設に 3 年以上継続して勤務する雇用契約を締結する者

(4) 同一系列の福祉施設からの異動又は市内の他の福祉施設からの転職（離職後 6 月以上経過した後に、再就職した場合を除く。）でない者

(5) 居住地の市町村税の滞納がない者

(6) 補助金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等 1 人を立てられる者

（ 交 付 申 請 ）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉施設に就職した日から 60 日以内に柏崎市福祉職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該年度中に福祉職員となった者は、当該年度末までに必要書類を添えて申請するものとする。

（ 補 助 金 交 付 の 決 定 又 は 不 交 付 の 決 定 及 び 額 の 確 定 ）

第 5 条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付する場合にあっては柏崎市福祉職員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 2 号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市福祉職員就職支援事業補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（ 補 助 金 の 交 付 額 、 回 数 及 び 交 付 時 期 ）

第 6 条 補助金の交付額は、それぞれ次の表に定める額とする。

施設名称	補助金の交付額	
救護施設 障害福祉施設	第 2 条第 4 号ア、エ、オ又はカに定める者	20 万円
	第 2 条第 4 号ア、エ、オ又はカに定める者のうち転入者	30 万円
	第 2 条第 4 号イに定める者	5 万円
	第 2 条第 4 号ウに定める者	10 万円

- 2 前項の表に規定する転入者は、転入日が、市内の福祉施設に就職する日の 3 月前から交付申請書を提出する日までの期間の者とする。ただし、就職した日以前に柏崎市内に住民登録があり、転出等により一旦その登録を抹消した後に再度転入した場合は、転入日が直近の登録を抹消した日から 6 月以上経過している者に限る。
- 3 補助金の交付回数は、1 人につき 1 回を限度とし、交付決定の日から起算して 30 日以内に全額申請者に交付するものとする。

(申請事項の変更又は休職の報告)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)

は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに柏崎市福祉職員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書(別記第4号様式)に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付の決定を取り消すものとし、補助金を既に交付しているときは、その全部又は一部の返還を補助対象者又はその連帯保証人に柏崎市福祉職員就職支援事業補助金返還通知書(別記第5号様式)により求めるものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第3条第3号に規定する要件を欠くに至ったとき(当該要件を欠いた時から6月以内に、市内の福祉施設での勤務において当該要件を再び満たした場合を除く。)。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還の例外)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの理由により第3条第3号に規定する要件を欠くに至ったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を求めないことができる。

- (1) 死亡又は心身障害等により、補助金の返還が不能又は困難となったとき。
- (2) 勤務する市内の福祉施設等の廃止、休止、その他の補助対象者の責めに帰すことができない事案により、雇用契約を継続することが不能又は困難となったとき。
- (3) 勤務する市内の福祉施設から異動命令又は転勤命令により

系列の施設に勤務することとなったとき。

- 2 前項各号のいずれかの理由に該当することとなった補助対象者は、柏崎市福祉職員就職支援事業補助金交付要綱第9条に該当する旨の届出書（別記第6号様式）にその事由が分かる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（在籍報告）

- 第10条 補助対象者は、第3条第3号に規定する雇用年数の間、当該市内の福祉施設に就職した日から1年、2年及び3年を経過する日ごとに、当該福祉施設から証明を得て柏崎市福祉職員就職支援事業補助金在籍証明書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。